

大阪警察病院は社会福祉法第2条第3項に定める生計困難者に対する診療費等の減免を行っています。

ご利用できる方

当院を受診される方で経済的な理由により医療費の支払いが困難な方

ご利用方法

ソーシャルワーカーが面談で経済状況等をお聞きいたします。

住民票、経済状況を確認できる書類、医療保険証等の疎明資料の提出が必要となります。

- 当院で一定の基準を設けておりますので、これらの聞き取りを踏まえて判断させていただきます。

申請希望の方は、**当院2階の医療相談室**へお問い合わせください。